

令和5年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和5年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会
日 時 令和6年2月5日（月） 午後2時から
会 場 下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席者 委員：竹田委員、阿部（千）委員、奥田委員、小川委員、大地委員、福田委員
関委員、鱒淵委員、金田委員、仙頭委員
オブザーバー：宇都宮家庭裁判所 関
栃木県社会福祉協議会 阿部（晶）
欠席者 委員：杉田委員、滋野委員
オブザーバー：栃木県保健福祉課 村松
事務局 下野市：社会福祉課 植野主幹、増淵主幹、齋藤主事
高齢福祉課 深澤主事
下野市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）：青山副主幹、清水相談員

公開・非公開の別 （ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 1人
報道機関 0人
議事録（概要） 作成年月日 令和6年2月9日

【協議事項等】

1. 開 会

（事務局） 令和5年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、下野市社会福祉協議会・成年後見サポートセンター担当、青山と申します。この協議会は、下野市における成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の利用促進を目指して、成年後見サポートセンターの運営体制や地域における権利擁護に関する課題の共有と解決、下野市成年後見利用促進基本計画の策定や評価などについて検討し、地域連携に繋げていくものです。年2回の開催を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

2. 挨拶

（事務局） 挨拶を竹田会長よりお願いたします。

（竹田会長） 会長を拝命しております、リーガルサポートとちぎに所属している司法書士の竹田です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。充実した内容・時間となりますよう、皆様のお知恵を拝借したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

3. 自己紹介

一名簿順に自己紹介を行うー

（事務局） なお、名簿2番 杉田委員と、10番 滋野委員は欠席となります。

4. 議 題

(事務局) 議事の進行は竹田会長にお願いいたします。

(竹田会長) 議事に入る前に、本会議の議事録署名人について、今回は名簿 6 番の大地委員と 7 番の福田委員にお願いいたします。

(1) 令和 5 年度下野市成年後見サポートセンター事業実施状況について

(竹田会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) ー【資料 1-①、1-②】に基づき説明ー

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

では、障がい者へ関わる方への周知方法として、セミナー参加者の増員や開催のタイミング、手法など、皆様ご意見やご助言等いかがでしょうか。

(関委員) セミナーを聞いて、実際に申立てをした方はいらっしゃるのかなと思いました。

(竹田会長) 実は当日、私が講師を務めまして、制度の概要にはあまり触れず、親族・家族の方が参加しているということで、「親が高齢者かつ子が障がい者」という内容で、うまく制度に繋がったケース（親が余命宣告を受けている）、間に合わなかったケース（両親が相次いで逝去）を事例としてお話ししました。障がい者の方の親御さんは、最期まで自分が面倒を見たいという気持ちが強く、ただお子さんの制度利用に向けてとなると、自分のどのタイミングが良いのかかわれば良いのですが、きっかけがわかりにくい。自ら手を挙げる方というのはまれであるかなと。相談というところでは、「相談会」としてお越しいただく形よりは、例えば「施設や相手先へ訪問・出張型」なども良いのではないのでしょうか。

(鱒淵委員) 障がい者の通所型の施設運営をしているが、年 2 回の保護者会で意見を交わす中で、保護者によるネットワークができています。それも、どなたかが動き出すと私もできるかも、といった様子が見られる。普段馴染んだ環境の中や、子が知的障がい、通所で、といった同じ状況下の保護者が集まった中で、それに準ずるようなテーマで話していただければ、浸透しやすいのかなと。これを色々な施設に順番で回っていくとか、保護者にとってより身近なテーマで生の声を聞ければ、わかりやすく納得して進んでいただけるのではないのでしょうか。

(阿部委員) 高齢の親御さんのお話に通ずるが、子の後見人に就任すると、子に代わって親御さんの葬儀を取り仕切ったりすることもある。とても切実な問題であると感じているし、利用のタイミングというのはとても難しい。そういったことから、やはり相談者にとって慣れた環境や出張という形で話を聞けると、受け取り方も違うのかなと考える。

(奥田委員) 包括ということで携わるケースは高齢者がメインになり、終活セミナーやエンディングノートを作成を行っている。その中に絡んだ形で制度の話が出てくるが、踏み込んだ話まではできていないため、今後のセミナー等で機会を設けられたらと思う。また対象者によって説明や内容が変わることもあるので、その際は土業の方のお力も頂きたい。

(小川委員) 障がいの方も高齢者も、制度についての心構えを、それぞれタイミングは難しいとは思いますが、早い段階で意識することができると良いのかなと思う。セミナーの周知についても、例えば特別支援学校に通う子の親とか、そういった段階から意識できるような働きかけが良いのかなと考えた。

- (福田委員) 実働として制度の話をする機会はあるが、「私（親）がこの子の面倒を最期まで見ます」という方や、既に色々情報を得ている方には月1回のなんでも相談会にお誘いするが、やはりお金の話というのは難しく、それによって警戒する方もいるので、慎重に取り組んでいかなければと感じている。
- (大地委員) 周知の仕方は私たちも常々考えているところで、相談に来所する方はいつも同じ方だったりもするが、実際は制度そのものを耳にもしたことが無い方もいらっしゃると思うので、制度というものを伝え続けていくしかないのかなと考える。
- (関委員) 何度か「どういった制度なの？」と聞かれたことがあり、説明はするが、「いまいちわからない、言葉の意味もわからない」。噛み砕いて伝えても「なんだっけ」となることも。専門家への相談を勧めるも、その場へ向かう移動手段が無い、自分の都合の良い時間に迎えに来てくれば行ってみたいといった方も。結局、自分が相談したい時に相談することができれば良いのかなと感じた。
- (鱒淵委員) 利用してみた当事者の生の声を聴く機会や場面があると良いのかなと考える。本施設でも親族後見をやってらっしゃる方がいるが、利用してみたら書類が煩雑で、子どものちょっとしたお金の使い方も煩わしく、本当に利用して良かったのか悩んでいる声が聞こえてくることも。そういったメリットデメリットを聞く機会も良いのではないかな。
- (金田委員) どれだけ困り感が捉えられるかといったところがあると思うが、相談者から「頑張ります」と言われそこで終わってしまうことや、お金があるか無いかによっても違ってくるのかなと感じる。開催方法については、当事者の話が聞けると少しハードルが下がったり、デメリットを聞いて、それでもお願いしたいと理解する方もいるのではないかなと感じた。
- (仙頭委員) サポートセンターが開設してもうすぐ1年だが、この1年でどれだけの方が知って頂けたかなというのが気になる。社協でも周知してもらっており、行政でもPRしているつもりであっても、幅広い方に向けた方法になってしまいがち。これを、相手のニーズにあった情報提供とか、もう少しピンポイントのところに向けた周知方法など工夫が必要ではないかなと考える。

(2) 成年後見制度利用促進に関する意見交換

- (竹田会長) 【資料2】をご覧ください、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。
- (小川委員) 包括は高齢者の総合相談窓口としており、身寄りが無い、キーパーソンがいないという中で、認知機能が低下していく状況にある方などの対応が中心になるが、キーパーソンがいないことで様々な制度が利用できなかつたり、サポート体制が整わなかつたりするところを、この制度を利用することで本人らしい生活を継続していけることが、とても助かっている。利用のタイミングは、認知機能の低下によって問題が起きているかどうかであると考えているが、親族や身寄りの有無、財産の有無によって、問題が起きていても制度を利用するしないは様々であると、対応したケースの中で考える機会となった。
- (大地委員) 私たちが関わった時点で既に判断能力が低下し、親族もおらず、サポートできる人もいないという方で、預貯金はかなり持っていたため、きっとこの方は何かを思っただけで貯めてきたのかなと考えたが、私たちが介入するタイミング次第でそういった意思を伝えられなかったのかなと感じた。そういった意味では早めの関わりが必要であるが、深い話ができるようになるまでも時間を要すると思うので、アウトリーチの仕方だとか、難しさを感じて

いるところ。

- (奥田委員) 包括職員として、制度利用まで至らなくても利用について頭をよぎるケースに対し、どういったタイミングでその話をするのが良いか、関係性をみながらタイミングを計ったり、伝えるタイミングに悩むことが増えた。特に経済的な搾取であったりすると、包括での対応や手続きが広がっていく中で、包括と本人・包括と家族との関係性となった時に、常に迷いながらタイミングを計っている。
- (福田委員) 障がいの方の施設入所者であると、金銭管理、看取りなど含まれ、制度の必要性については考える機会は少ないが、在宅の方となると、昔は家族支援で何とかなっていた。実際に利用した方の意見を聞いて、正しい制度理解に繋がると良いと感じた。
- (県社協 阿部) 県社協で過去に、第三者評価という部署に配属されていたが、サービスに関する情報を必要とする人が得ようとする情報と、提供する側の情報が相違しているという時代があった。制度も、一度利用すると辞められないといった一面的なところだけがクローズアップされて、一般の方からするとそこだけで制度の良し悪しを判断せざるを得ないような、情報が少ないのだなと感じることがある。支援者がケース会議を行い、物言えない本人の思いを考えようとしていこうと検討しているということを知らせていかないと、どうしたってお金のことやマイナス面ばかりにしかアプローチできなくなってしまう。一般の方に対する周知というのは、とても難しい印象を持っている。
- (金田委員) 財産管理の中で、空き家になった家を運用することも壊すこともできなくなってしまうような建物が増えていくのではないかと、街並みを見ていて心配になることもあった。
- (市 齋藤) 周知については、昨年3月にサポートセンターが開設され出前講座なども行っているので活用して頂ければと思う。制度利用について、専門職であっても迷うケースはあると思うので、市では三士会の方にもご協力頂ける場を設けているので、活用して進めていければと考える。
- (社協清水) サポートセンターの相談員として対応する中で、高齢の親のこと、障がいをもつきょうだいのことなど、様々な相談があり、中には駆け込みでやってくる方もいらっしゃるのだが、何かをきっかけにして相談にやってくる。困りごとがあっても家族で解決できれば「まあいいか」となるが、いざどうしようとなった時に相談できる場所として、どんな方がいつ相談に来訪されても対応できるような体制が作っていかればと考える。
- (鱒淵委員) 障がいの方だと、福祉サービスに繋がっていればそこに相談員がいて、市にも繋がっていれば、死ぬまで何とかなるのではないかとこの部分がある。それでも制度を使わなければならないのが、大きな財産や不動産を持っている、何らかし手続きが必要だとなり、身寄りも無ければ制度を使う必要があるんだろうなと考える。どんな場合、いつ制度利用が必要なのか、明確に教えてもらえると我々も当事者もわかりやすいのではないかと感じる。ただ、そのいつが言えないところが難しいのかなとも感じる。それこそ福祉サービスに全く繋がっていないケースの方が、より深刻なのではないか。高齢であれば、ふれあいサロンなどの集まりで話を聞いて、興味のある人がセミナーの参加などに繋がっていけば良いのかなと考える。
- (関委員) 制度利用が必要かなと考えるケースで、家族等とも話をしてサポートセンターを案内したが実際には行っておらず、メリットデメリットをインターネットで調べて満足してしまったり、ケアマネだから何でも知っていると思われて質問を受け応えると、「いや違うよね、

ネットにはこう書いてあったよ」と返されることも。実際に弁護士に相談に行ったケースであっても「まだいいんじゃない？」と言われてしまい、こちらの見立てからこうですよと説明しても、専門家にこう言われたからまだいいです、となってしまう困ってしまうことも。相談先によって対応が違うというところに困っている。

(阿部委員) ぱあとなあでも、受任者が地域のサポートセンターを知らなかったり、センターに連絡や相談していいものか迷っているケースもあるため、それに関してはその市町にサポートセンターがある場合は、まずご挨拶に行くように伝えるようにする。実は受任する側も、申立てまでのいきさつを知らされないことが多く、どんな方の担当になるのか、どんな支援者が関わっているのか、選ぶことができないので不安があるが、チームの一員として動いていることを感じるが増え、有難く感じている。横領や不正についても、チームで支援することで抑止力になるとも考える。

(家裁 関) ネガティブな意見のところ、いくつか補足をさせて頂きたい。「決定するまでに時間が掛かる」というところは、裁判所としては組織目標として「適正迅速な裁判の実現」というのがあり、開始申し立てに関しては適正な判断をして迅速に審判をするというというのが求められるかと思う。ご事情によっては早く審判をという声もあるが、裁判所として適正な裁判をしなければならないため、場合によっては必要な審理を行うために時間を要することもある。この点については司法機関である裁判所としてお伝えしなければならないところである。例えば後見類型であれば、場合によっては本人の状態に疑義があるとなれば鑑定をおこなう必要がある。ただ実情として診断書や本人情報シートから、状態が明らかであれば省略することができる。とは言っても建前は「鑑定が原則」であるため、必要な審理には時間を頂きたいというところ。また「報酬が発生する」については、親族によっては本人の代わりに親族である自分が負担しなければならないのでは、と思っている方もいるようなので、その場合は正しい知識をお伝え頂きたい。「後見人に横領される」については心配が大きいと思う。後見人が起こした不正事案や金額について、平成30年頃のピーク以降、裁判所の監督等によって被害金額が減少してきた。また、後見人等には年1回定期報告を義務付けたり、財産を多く所有する方には専門職を就けたり、後見制度支援信託を利用することを推奨している。信託は裁判所の指示が無いと払い戻すことができないという特徴があるため、推奨を始めてからは、不正の金額が全国的に減少してきた。裁判所としてももちろんゼロにしなければいけないところだが、万が一不正が発覚すれば即解任や場合によっては告発する等の取り組みをしていることをお伝え頂きたい。

(竹田会長) 補足させて頂くが、審判に時間が掛かることはやむを得ないかなと考える。これは、本人を保護する反面、本人の通帳や財産という究極のプライバシーを侵し、本人の選択を奪い取ることができてしまう立場である後見人等を選ぶ審理であるため、時間が掛かることも理解できるかなと感じている。

(市 深澤) 高齢福祉分野で首長申立てを担当しているが、身寄りの無い方が、判断能力が落ち在宅生活がままならないケースが多いと感じる。書類作成について必要な手続きであるとわかりつつ煩雑であるとも感じているところもある。後見人等が就任した後も、市として必要な支援に連携していければと考える。

(市 増淵) 障害福祉分野を担当しているが、確かに制度の言葉を聞いただけでは何なのか想像ができないという印象があり、それが一般市民の方であれば尚更ではないかと考える。委員の方

からご意見があったように、身近に制度に携わる支援者がいて、個別に話ができるようなスキルアップをしつつ、もっと詳細に聞いてみたいというような方にはセミナーを案内するなどが必要と感じた。また、市民のどんな言葉をキャッチすれば制度理解が進んでいるかを評価するため、例えば障害福祉計画などで認知度を計っていくとか、先進地ではどんな取り組みをしているのか等、知っていききたいなど感じた。

(社協青山) 委員の方からあったように、支援者が一生懸命調べて案内しても制度利用に繋がらないことや、それぞれの家族の考え方の影響、サポートセンターの存在の浸透にもよるが、全体のご意見を聞いて、待っている姿勢ではいけないかなと感じた。少ないスタッフ体制のため出前講座等も頻繁には難しいが、できる限り尽力したいので、この協議会の皆さんにもセンターのPRにご協力頂ければと思う。

(市 植野) 皆さんのご意見のとおり、市と社協とでどのように周知していくべきか、そこを踏まえて検討していければと考える。

(竹田会長) ありがとうございます。議事については以上ですので、事務局にお返しします。

(5) その他

無し

5. 閉 会

(事務局) 以上で、令和5年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。次回開催は5月頃を予定しております。これから新年度に向けての計画をしていきますので、またお知らせいたします。よろしく願いいたします。